

和歌山市コンベンション開催補助金 申請の流れ

補助金申請の前に観光課までご相談ください！(TEL:073-435-1234)

開催期日
30日前まで

補助金交付申請



右記①～③の申請者、コンベンション主催者欄は、⑦の名称、住所・所在地等と相違が無く、また印鑑(団体印不可)も相違がないようにお願いします。また⑦の登録いただける口座は、補助金申請団体の口座あるいはその代表者の個人口座のいずれかに限ります。

| 必要書類 | ✓ |
|-------------------|---|
| ①補助金等交付申請書 | |
| ②事業計画書 | |
| ③収支予算書 | |
| ④宿泊予定調書 | |
| ⑤開催要項(概要がわかるもの) | |
| ⑥団体規約 | |
| ⑦口座振替申出書(初めての場合等) | |

和歌山市から補助金交付決定通知書の送付

開催期日までに
変更があった場合

変更中止(廃止)承認申請



コンベンションの中止や宿泊者予定人数が申請時より増加する場合など
※コンベンション開催期日以降の増加
変更不可

| 必要書類 | ✓ |
|---------------------|---|
| ①補助事業等変更中止(廃止)承認申請書 | |
| ②変更事業計画書 | |
| ③収支予算書(変更したもの) | |
| ④宿泊予定調書(変更したもの) | |

和歌山市から補助金変更中止(廃止)決定通知書の送付

コンベンション開催

終了日から
30日以内まで

実績報告



コンベンション終了日から起算して30日以内に実績報告書の提出がない場合は、補助金の支出ができませんのでご注意ください！

| 必要書類 | ✓ |
|-------------|---|
| ①補助事業等実績報告書 | |
| ②事業報告書 | |
| ③収支決算書 | |
| ④宿泊証明書 | |
| ⑤開催概要 | |
| ⑥記録写真 | |

和歌山市から補助金交付確定通知書の送付

交付確定後

補助金交付請求

| 必要書類 | ✓ |
|------------------|---|
| ①補助金等交付請求書 | |
| ②コンベンション主催者アンケート | |

和歌山市から登録口座へ補助金支払い